

# 交通事故業務の正しい推進に向けた アンケート 調査結果の分析

令和3年6月2日

法務事務部 権利義務・事実証明部門

## 交通事故業務の正しい推進に向けたアンケート調査報告

2

調査目的：全国で交通事故業務を取り扱う会員の実態などを調査し、  
今後の行政書士による交通事故関係業務を推進していくため。

調査対象：全会員

(交通事故関係業務を取り扱う会員を始め、関心はあるが  
まだ業務を行ったことがない会員を含む。)

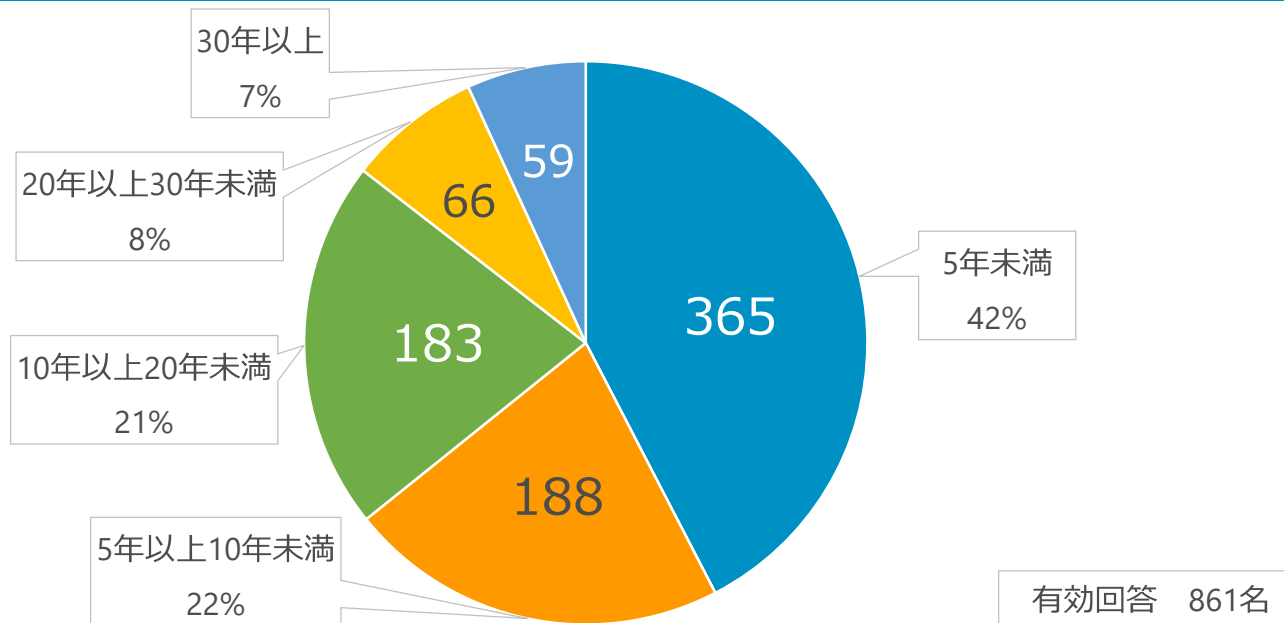
実施時期：令和3年2月26日～3月19日

調査方法：Webアンケート

回答数：861名

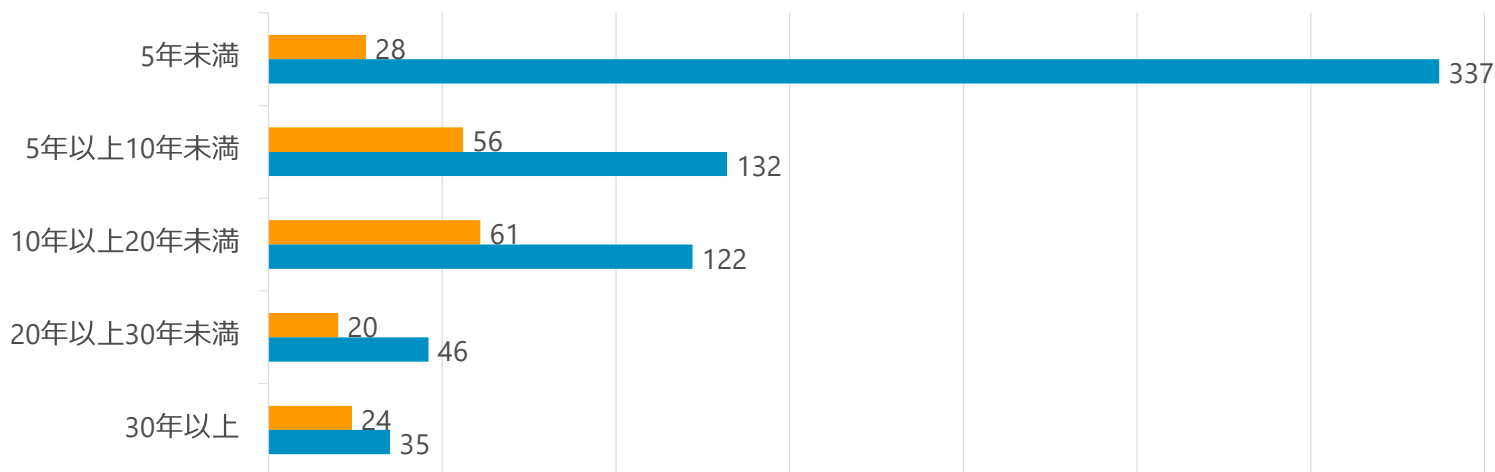
### 3. 行政書士業務の経験年数を教えてください。 (再登録された場合、通算年数) (必須)

3



### 1, 3, 4 交通事故業務経験の有無と行政書士の登録年数

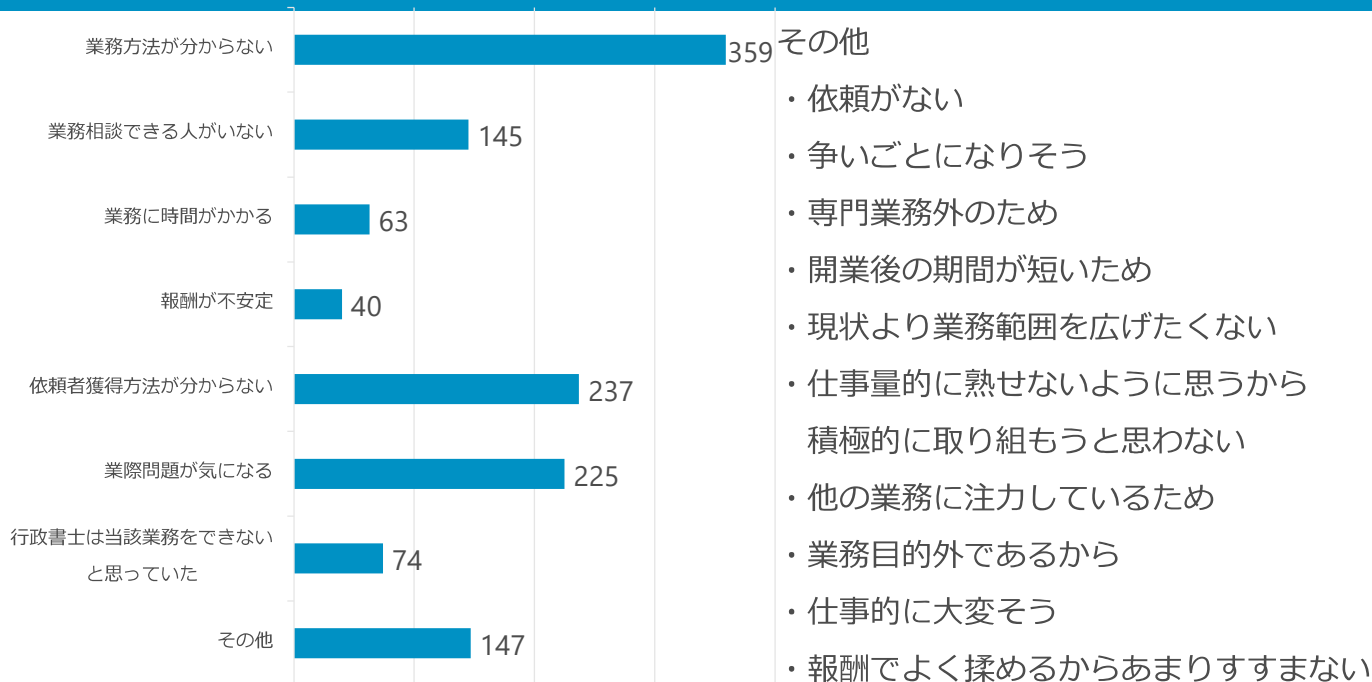
4



	5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上
ある	28	56	61	20	24
ない	337	132	122	46	35

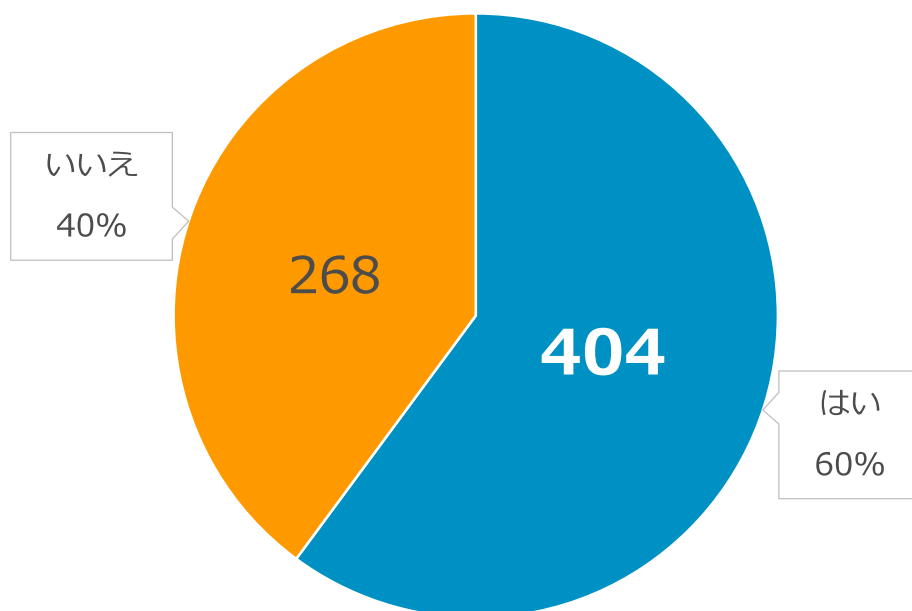
## < 4 で交通事故関係業務の経験が「ない」と回答した方への質問 > 5-1. その理由を教えてください。

5

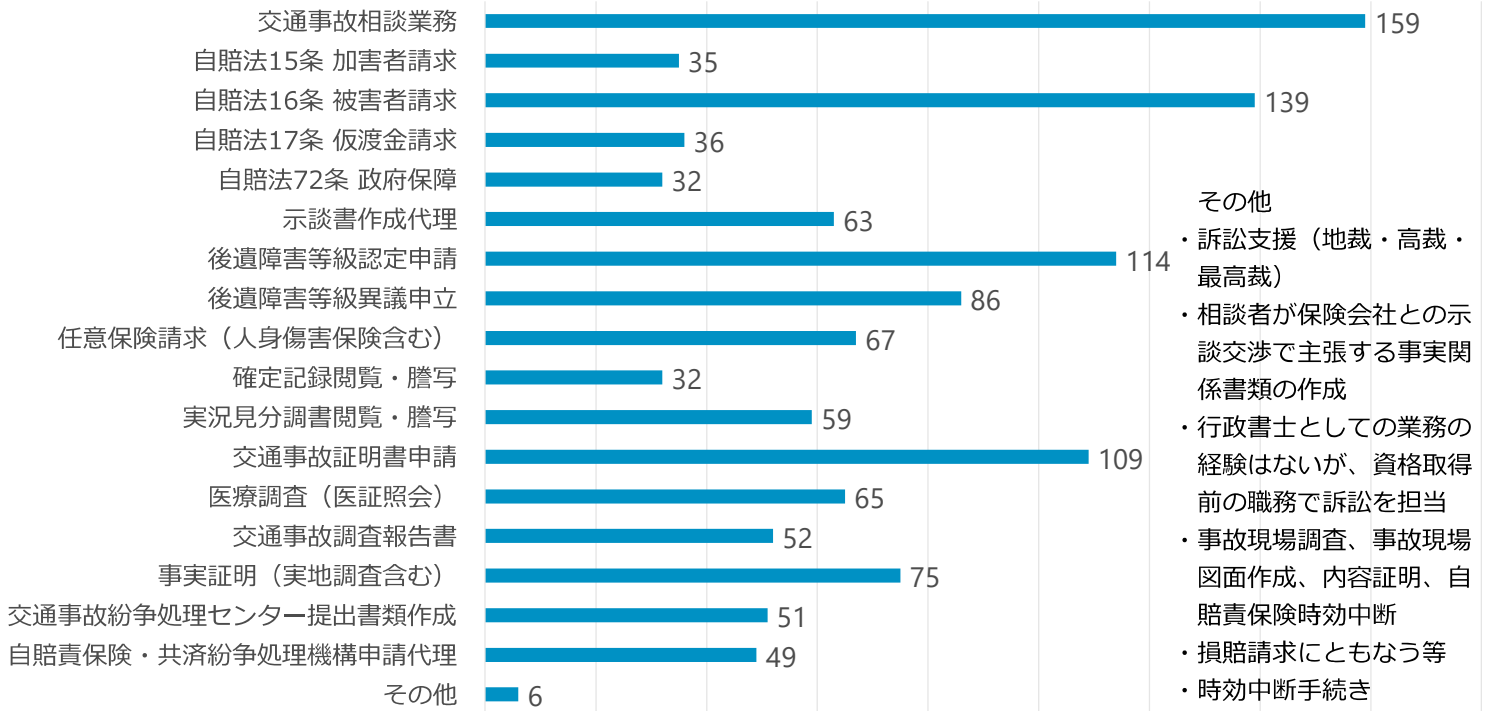


## 5-2. 5-1の問題がクリアできた場合、交通事故関係業務を行ってみたいと思いますか？（必須）

6



6. 取り扱ったことのある業務



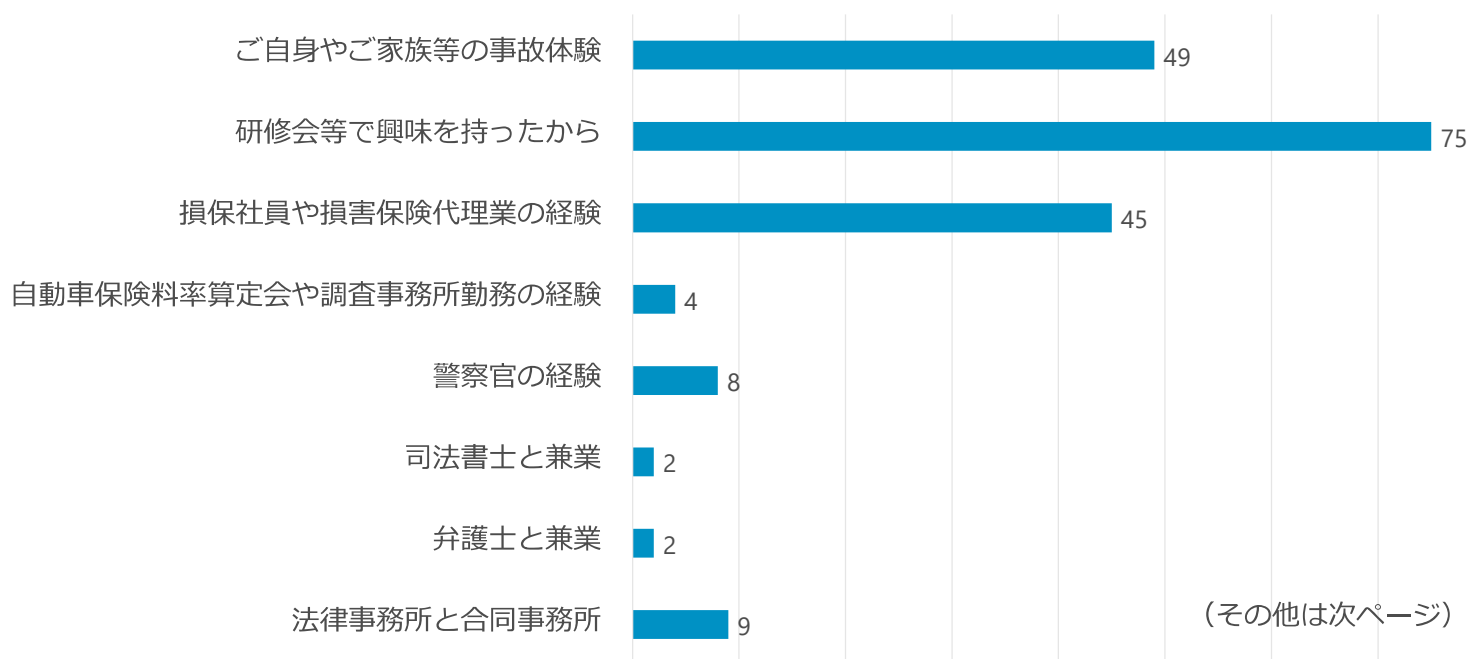
7. 参考にしている書籍や、ご自身が執筆した交通事故関係の書籍



- ・かもがわ出版 交通事故後遺障害診断書 1～6等 ・交通事故裁定例集 ・自動車損害賠償保障法
- ・道路交通法解説 ・〔改訂版〕後遺障害等級認定と裁判実務 -訴訟上の争点と実務の視点
- ・メルクマニュアル・各種医療書籍 ・紛争処理裁定例集 後遺障害等級認定と裁判実務など
- ・赤い本解説書 ・過失割合、後遺障害関係医学書など
- ・交通事故判例百選 ・本当の通称は「赤い本」と「青本」です。
- ・交通事故損害賠償必携（新日本法規） ・交通事故の法律相談（学陽書房）
- ・交通事故後遺症診断書 ・緑のしおり（大阪弁護士会）
- ・大阪地裁における交通損害賠償の算定基準（第3版）
- ・図解交通資料集第4版 ・捜査官のための交通事故解析第3版 ・事例にみる交通事故損害主張のポイント
- ・熊本県会編「行政書士ハンドブックQ&A」 ・交通事故事件処理マニュアル
- ・交通事故と示談のしかた（長戸路政行著 自由国民社刊） ・交通事故損害賠償データファイル
- ・日本損害保険協会発行「交通事故被害者のために」 ・保険会社の事故処理・保険金請求
- ・前職に於ける業過取扱にかかる過失認定参考書 ・交通事故捜査と過失の認定

## 8. 交通事故関係業務を始めたきっかけ

9



## 8. 交通事故関係業務を始めたきっかけ

10

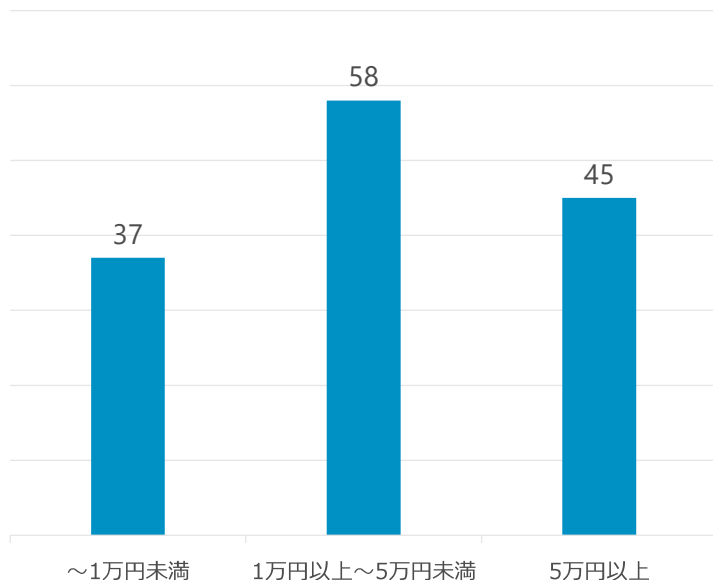
### その他

- ・依頼があったので
- ・広島県行政書士会交通事故業務協議会での研修
- ・市交通安全係長として必要としていた
- ・親族が弁護士
- ・市民からの相談
- ・自分自身の事故経験及び医療・保険交渉・裁判経験による
- ・他士業者からの紹介
- ・顧客からの紹介や無料相談会の顧客
- ・建築会社勤務時事故対応
- ・先輩行政書士の誘い
- ・保険代理店からの依頼
- ・調査会社での経験
- ・兼業としての法律事務所事務員業務
- ・友人からの相談
- ・知り合いが交通事故に巻き込まれ、保険金請求を依頼されたため
- ・依頼があったから
- ・裁判官として担当
- ・依頼者からの要請
- ・依頼者から、書面作成の協力要請があった
- ・学生時代に知人が交通事故被害者となり、困窮していたので手助けをした経験があり、開業以前から関わっていた。
- ・他に選択肢がなかった為
- ・依頼を受任、弁護士から依頼
- ・知己の会員が取り組んでいたため
- ・交通事故被害者のNPO法人と知り合ったから
- ・陸上貨物自動車運送事業災害防止協会災防指導員、講師等
- ・検察官の経験
- ・前職が二輪業界で事故被害者が多かったため
- ・他の行政書士からの紹介

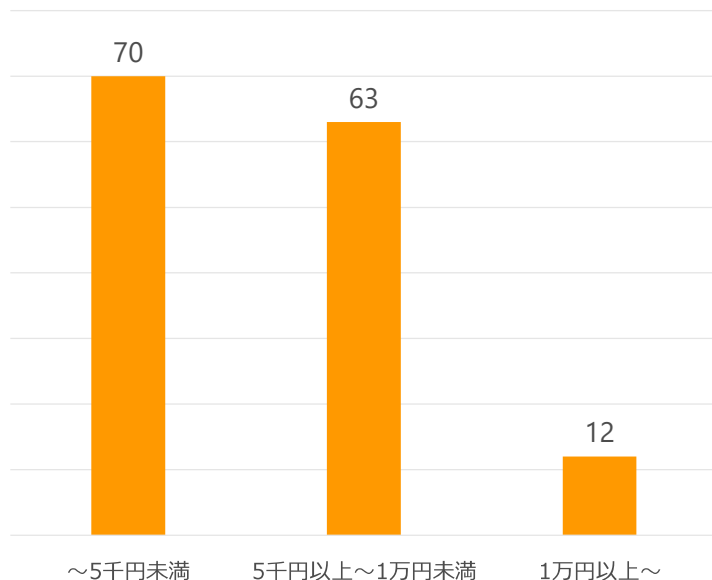
## 9-1,2. 着手金、相談が有料の場合、いくら位として いますか？

11

着手金

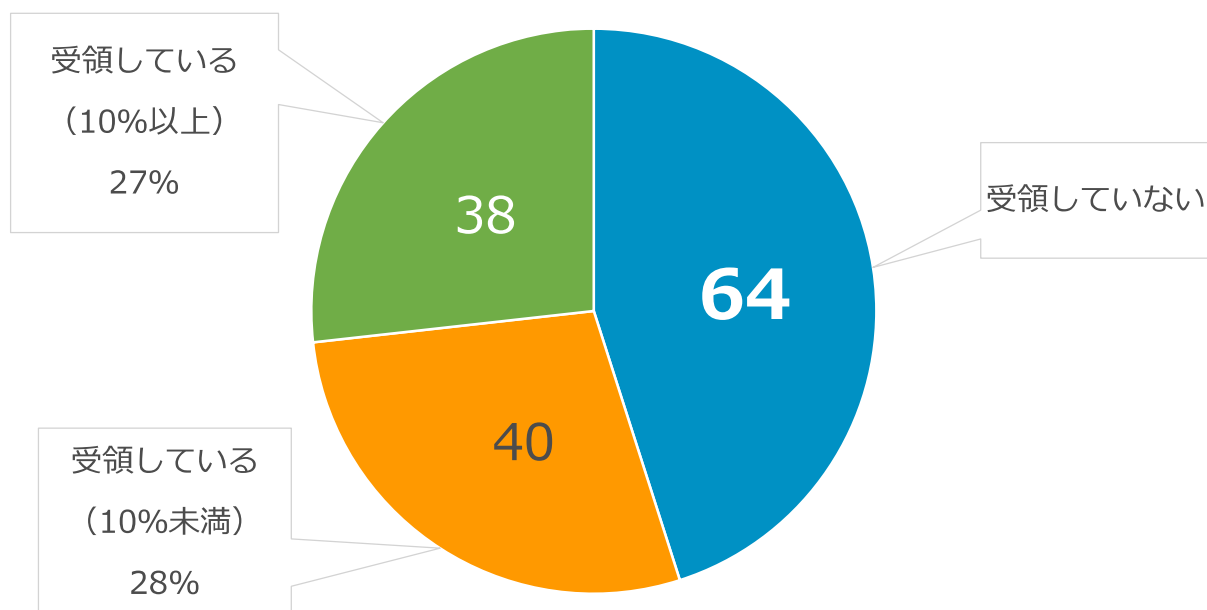


1時間あたりの相談料



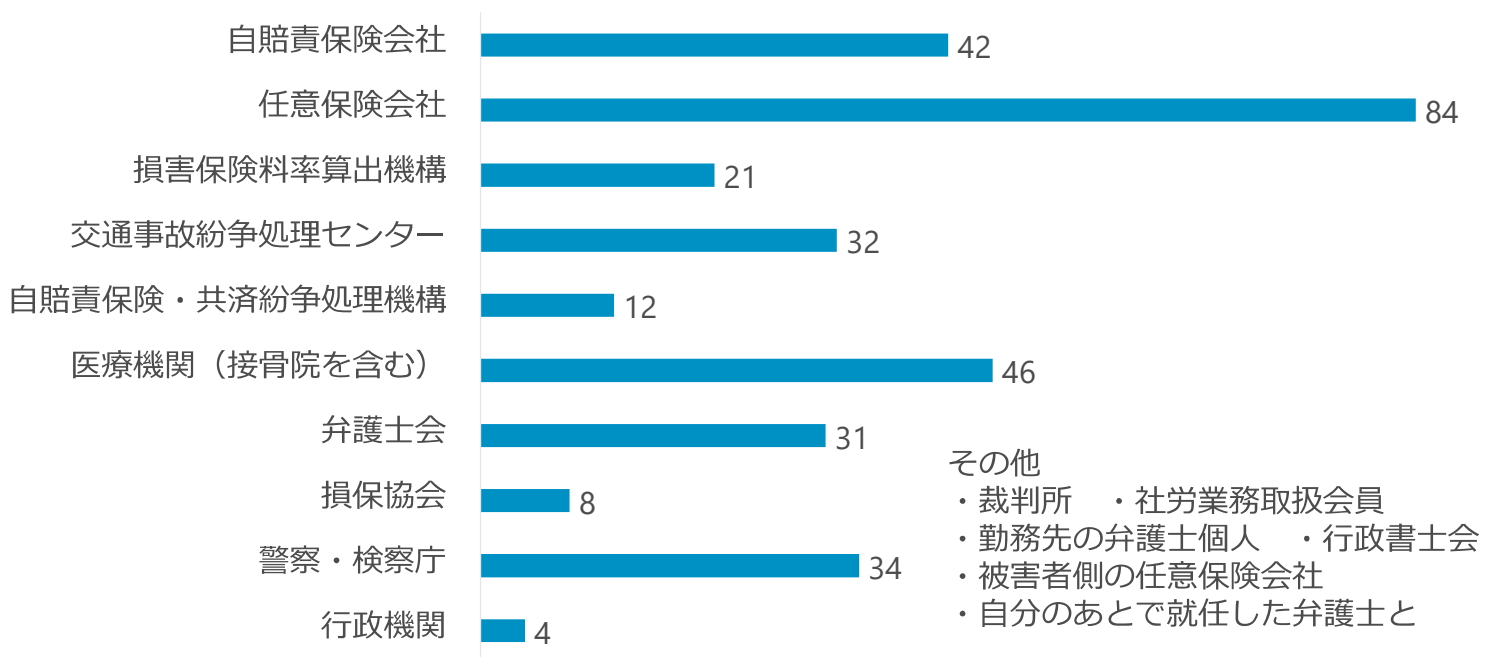
## 9-3. 後遺障害等級認定異議申立の結果、損害賠償額が 増額した場合、その増額分に対して報酬を受領していますか？

12



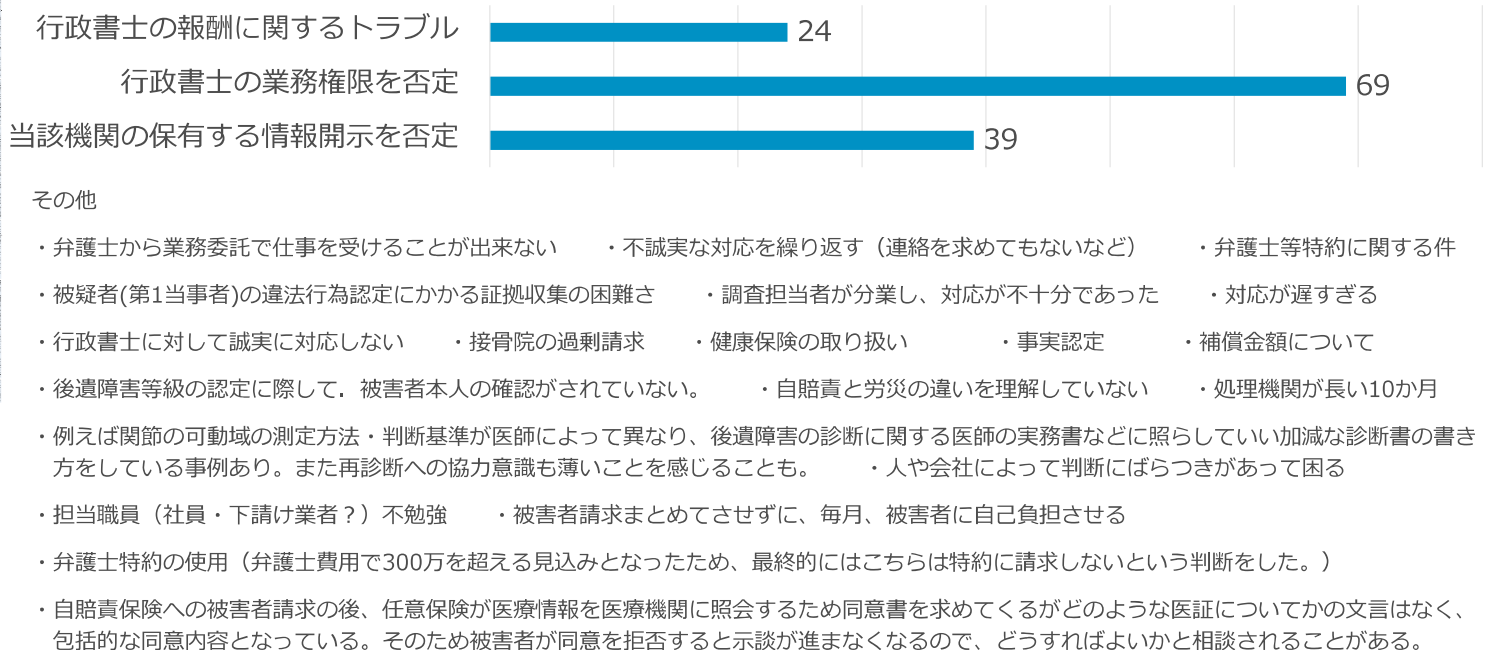
## 10-1. 被害者をサポートする上で、下記の機関の運営上の問題を経験したことがありますか？

13



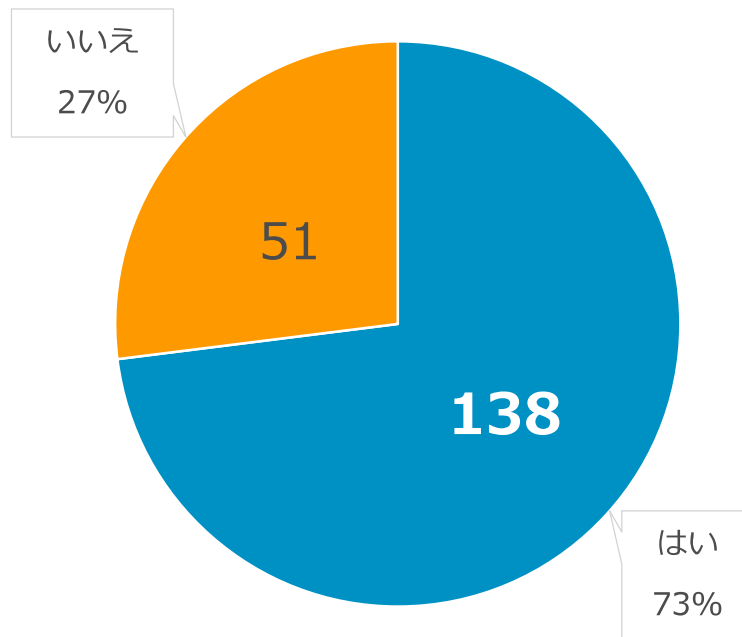
## 10-2. 10-1 に関して、それはどのような問題でしたか？

14



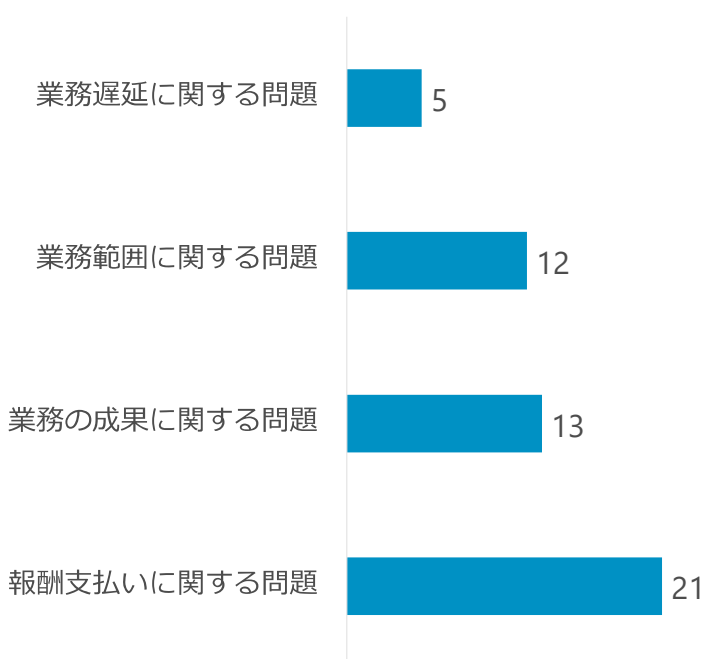
## 11. 業務委託契約書を取り交わしていますか？（必須）

15



## 12. 依頼者との間で、次のようなトラブルを経験したことはありますか？

16



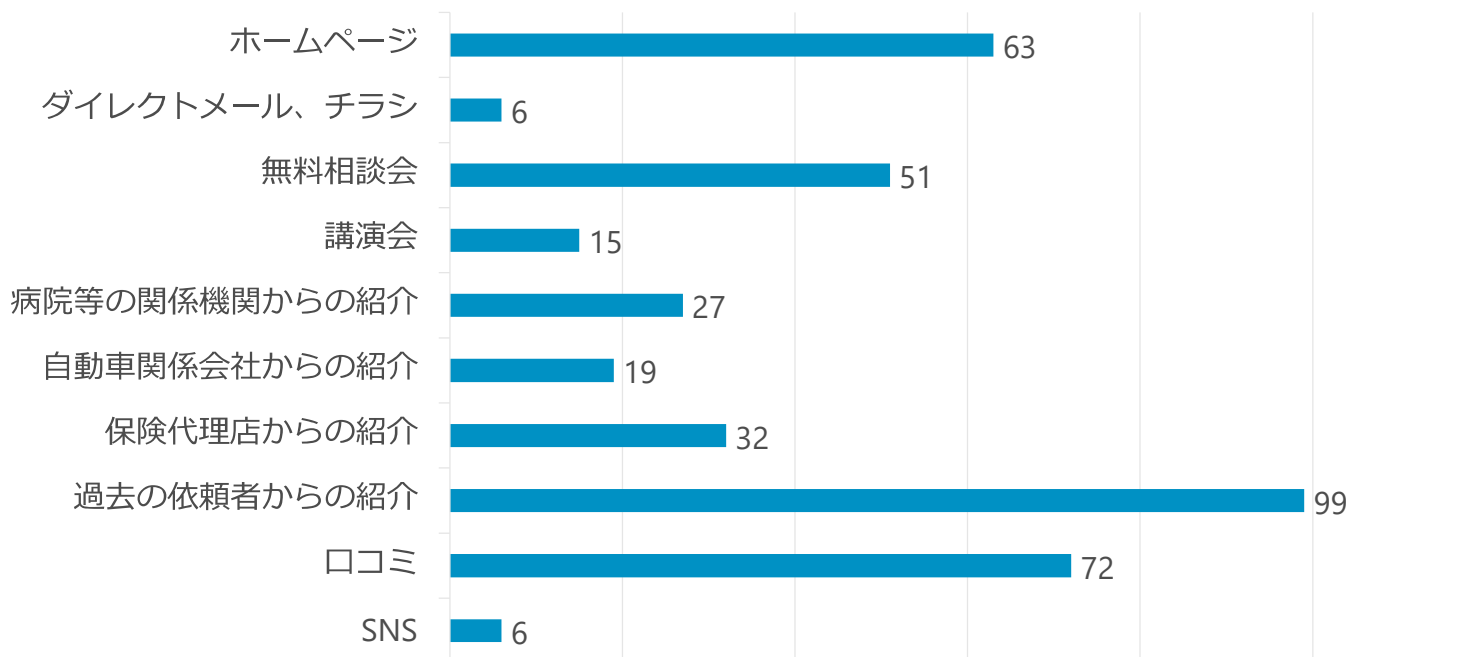
### その他

- ・依頼者の考えている解決方法の強要
- ・面談日を先方が勘違いしていたが、一方的にこちらのせいにされたところから、一気に信頼関係が崩れ、「業務処理が遅い」「賠償額が必ず上がるといった」など、面談時のアドバイスと全く異なることを言い始めるなどあり、最終的に契約解除になった
- ・申請後に結果が出るまでの待ち時間へのクレーム（こちらの遅延ということではなかった）
- ・依頼者の法外な要望に正論で対処したため
- ・依頼者が私の知らないうちに、独自に加害者側任意保険会社とやり取りをした



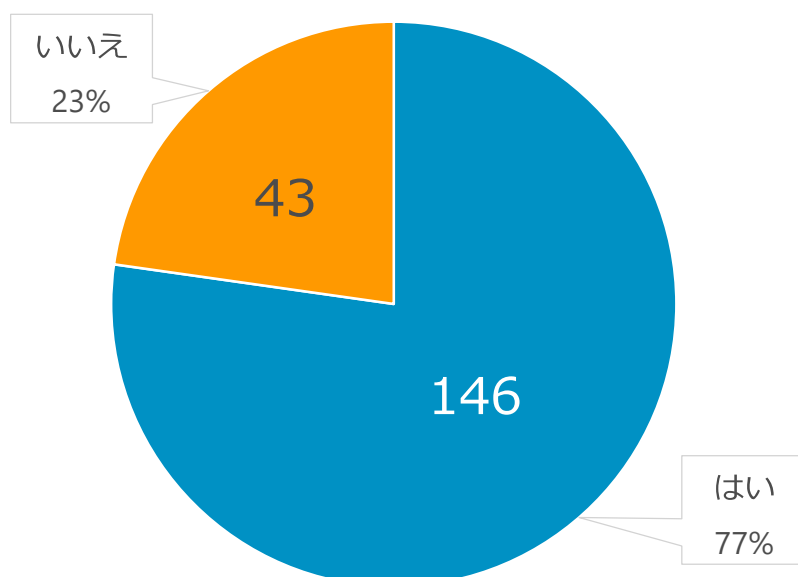
13. どのようなきっかけで依頼に至ることがありますか？  
次のうちから選択してください。（複数回答可）

17



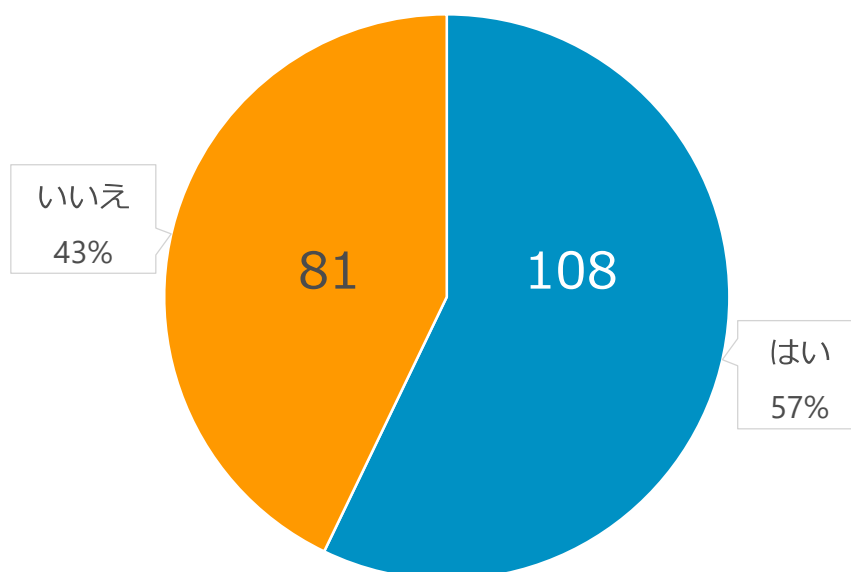
14. 行政書士は自賠責業務を行うことができることを確認した  
旧自治省行政課長回答（昭和44, 47年）の存在をご存知ですか？

18



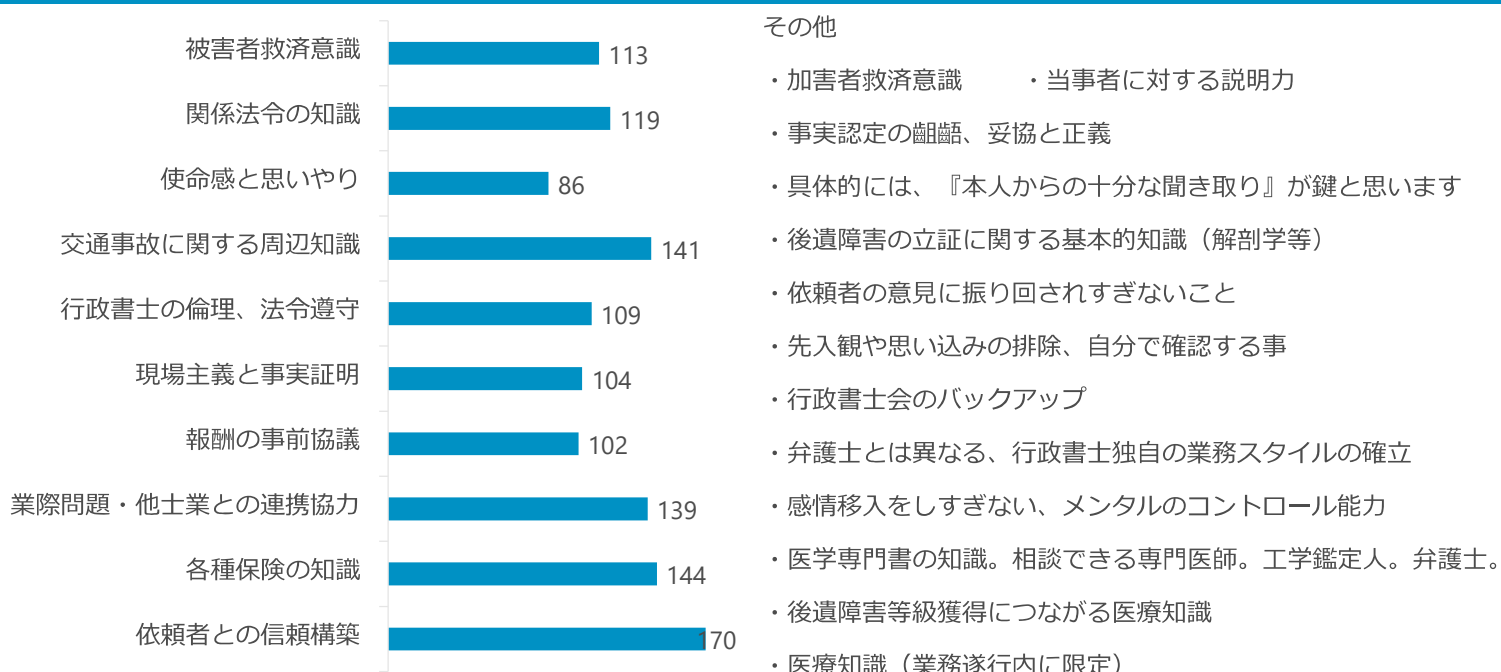
## 15. 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構の申請代理人になれることをご存知ですか？（必須）

19



## 16. 行政書士の交通事故業務を遂行する上で重要なことは何だと思えますか？

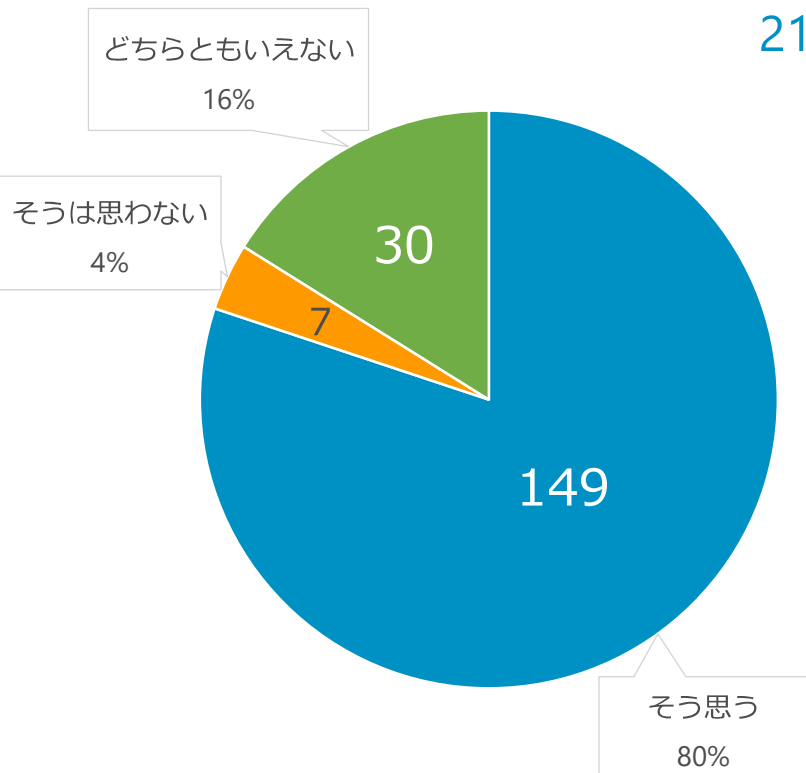
20



## 17. 次の考え方について どう思いますか

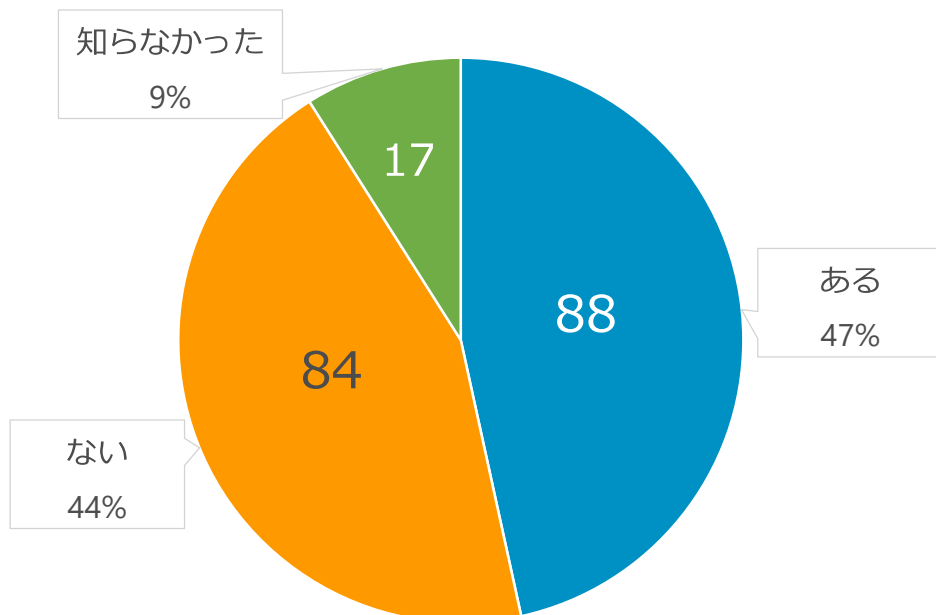
交通事故の被害者を救済サポートするためには、総合的知識が必要であり、奥が深く、幅が広い業務である。行政書士にとって、権利義務・事実証明の仕事がそこに凝縮されている典型的な業務でもある。

紛争性のない自賠償請求（異議申立含む）等、相談、事実調査、事実証明、申請書類作成までは行政書士が担い、紛争性のある損害賠償額の決定、斡旋、示談代行、調停、裁判等は弁護士が担うという「共存共栄の連携」こそ、本当の被害者救済になり、互いの立場を相互理解する度量と豊かな人間性がそこに求められている。



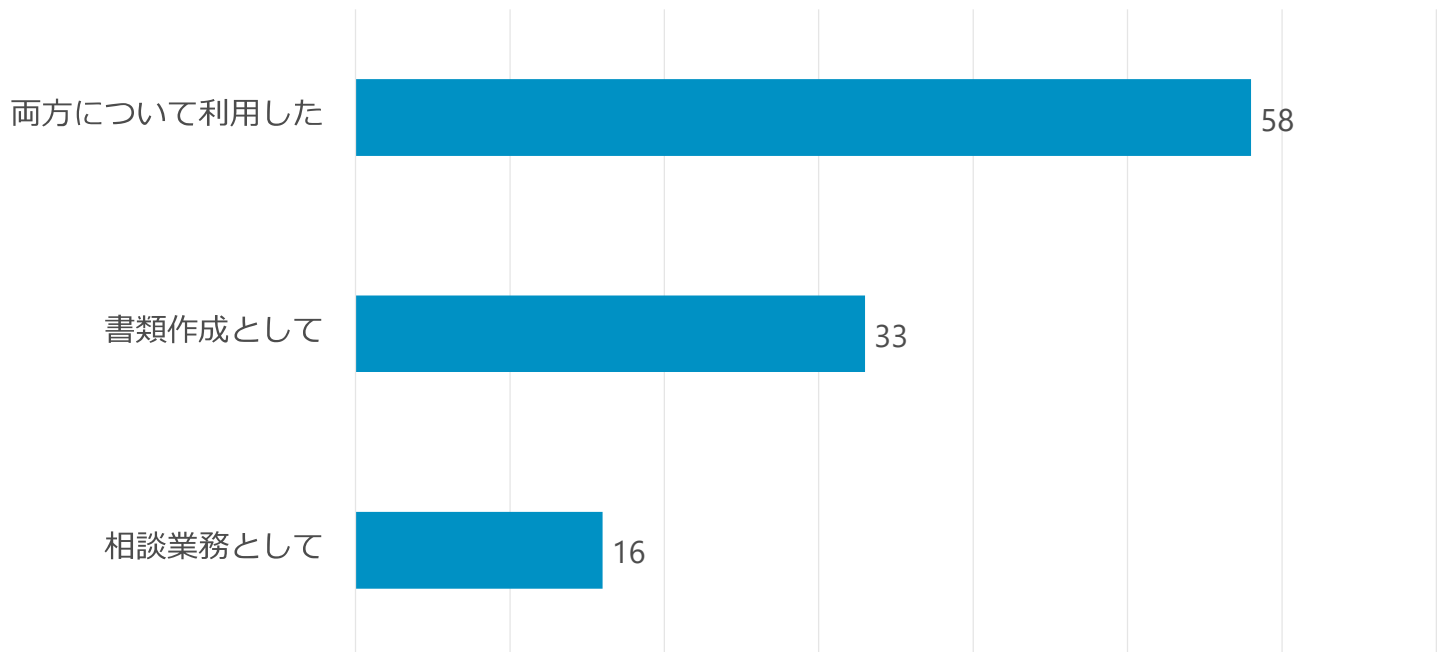
## 18. 任意保険の商品で「弁護士費用等補償特約」といったものが付保されている場合、行政書士も使えるものもありますが、利用したことはありますか？（必須）

22

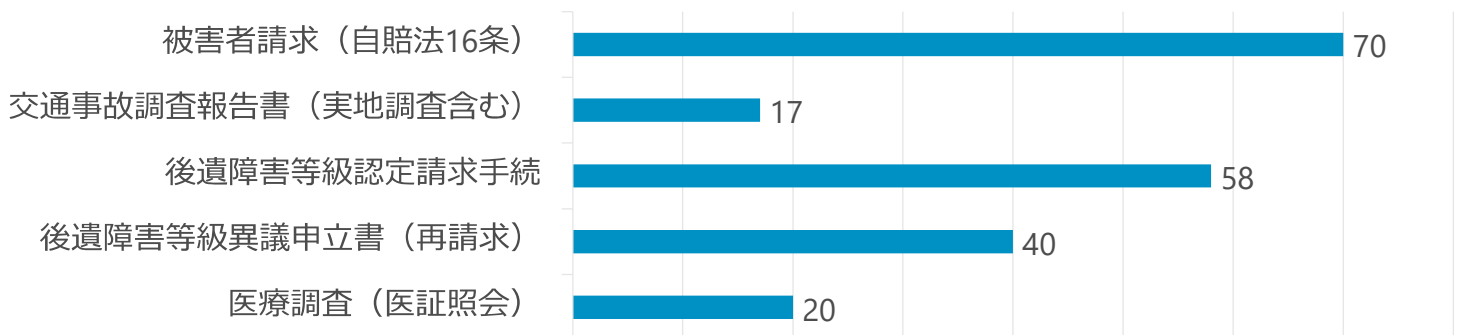


<18で特約を利用したことが「ある」と回答した方への質問>

18-1. どういった業務の報酬として利用しましたか？（複数回答可）（必須）<sup>23</sup>



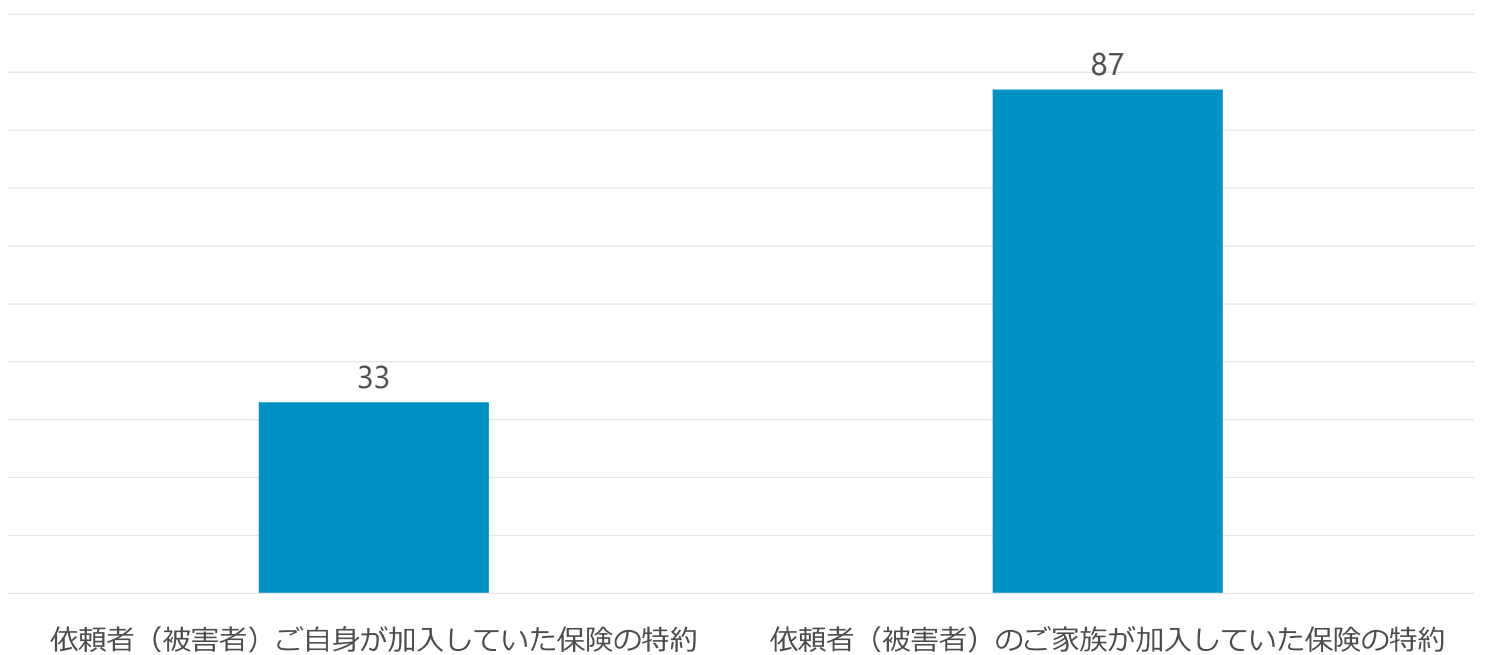
18-2. 18-1で書類作成として特約を利用したことがある場合、主な業務は何ですか？（複数回答可）<sup>24</sup>



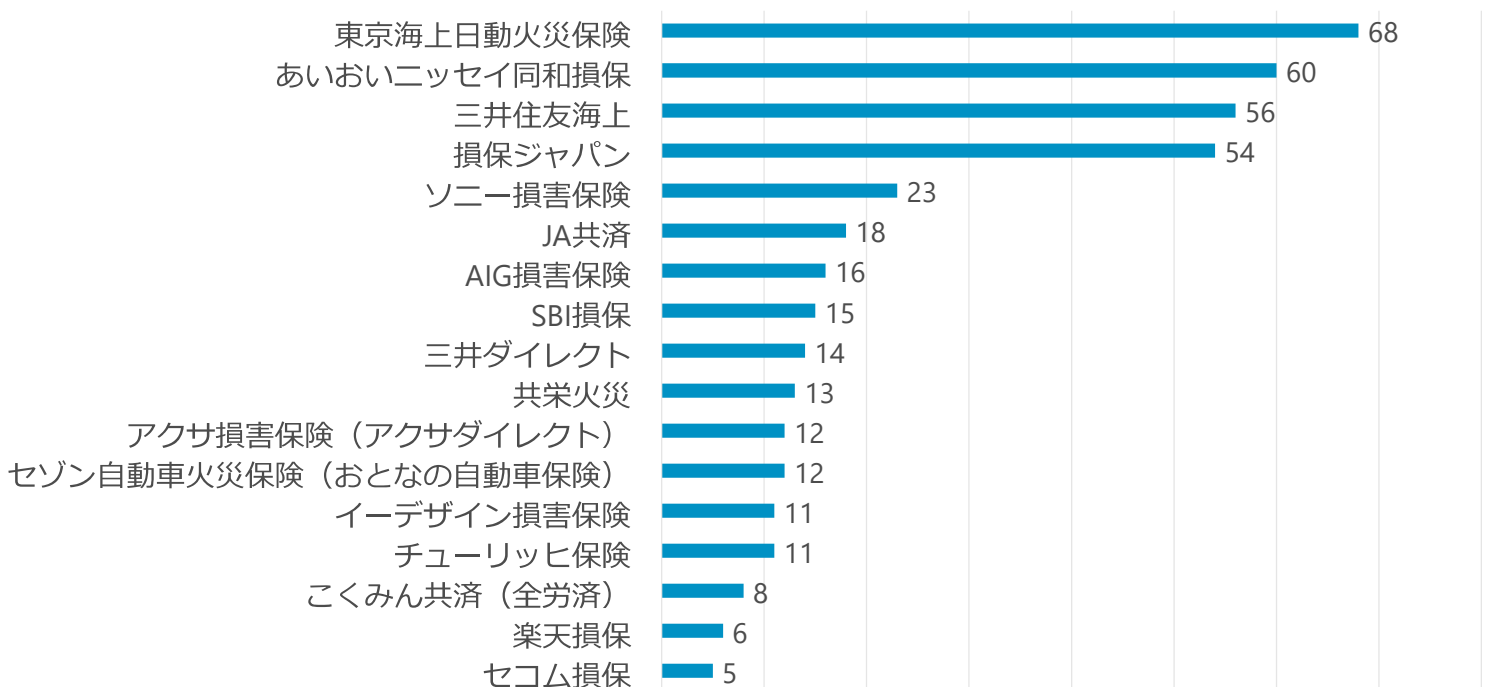
その他

- ・ 損保会社の加害者請求で被害者が提出する書類を作成した
- ・ 積極損害に関する資料の収集等、事実証明書類の作成
- ・ 被害者本人と同行医療調査、医師面談
- ・ 内容証明郵便その他種類作成

### 18-3. 利用した特約は、誰の契約に付保されておりましたか？ (複数回答可) (必須) 25

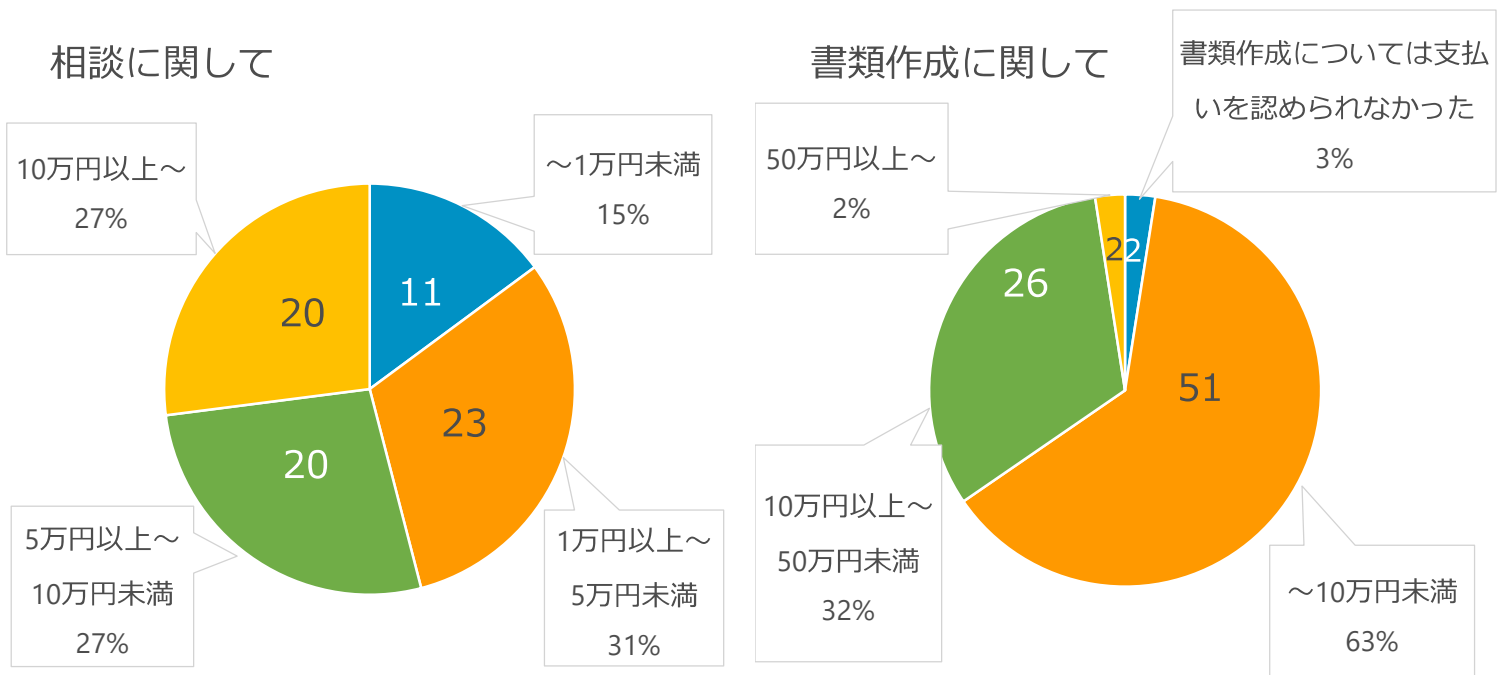


### 18-4. 請求したことがある保険会社を教えてください。 (複数回答可) (必須) 26



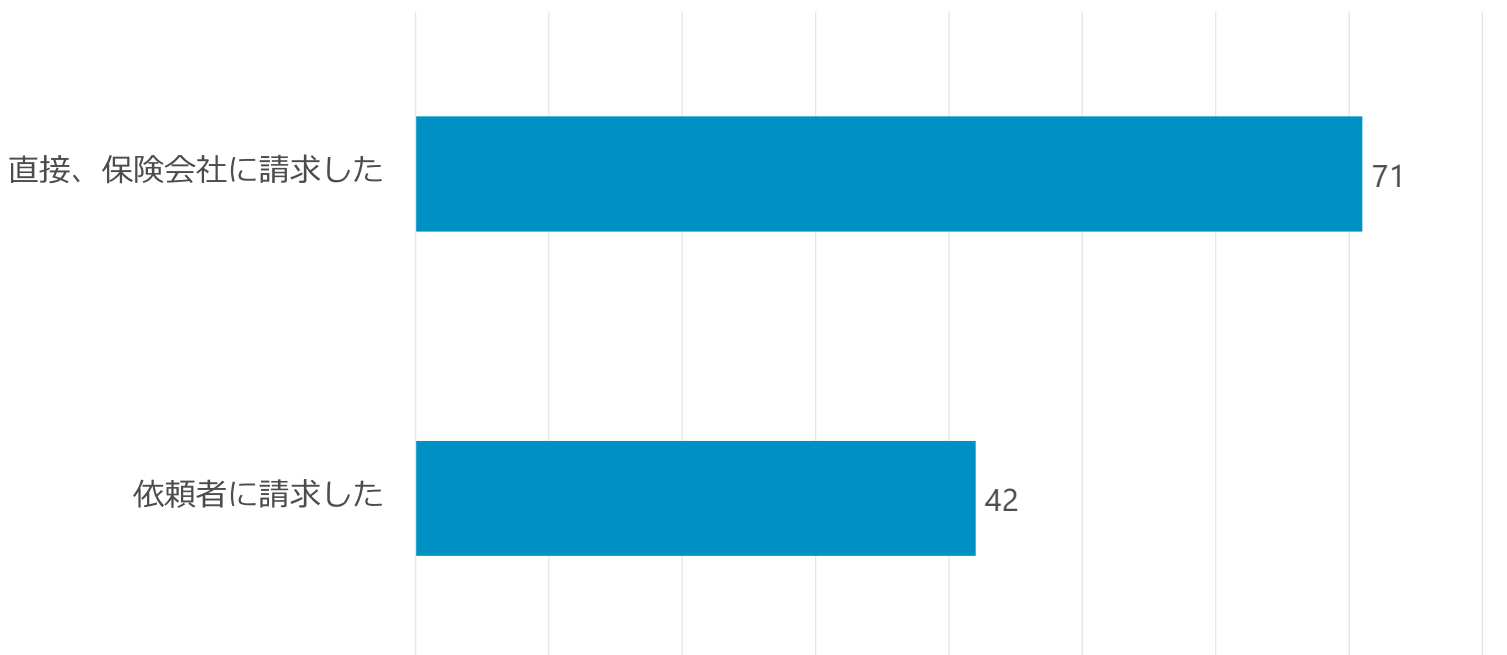
## 18-5. 相談・書類作成に関して保険会社に支払いが認められた際、最高額はいくらでしたか？

27



## 18-7. 報酬をいずれに請求しましたか？ (複数回答可) (必須)

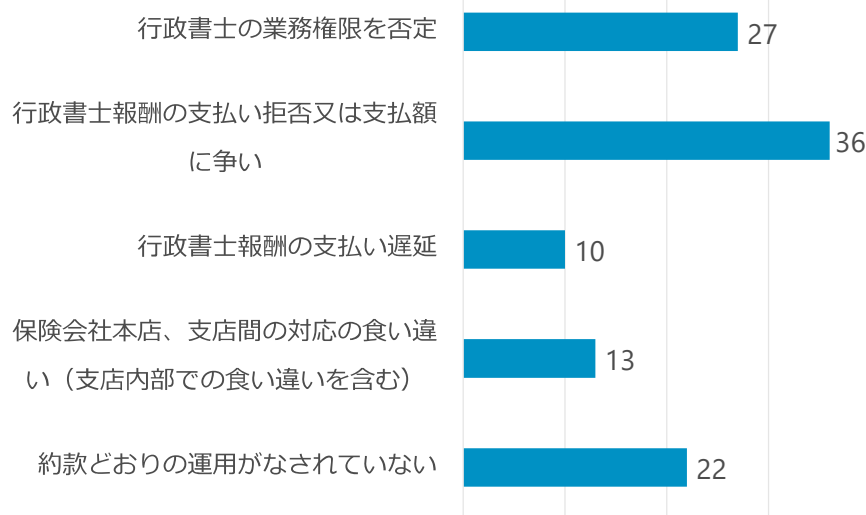
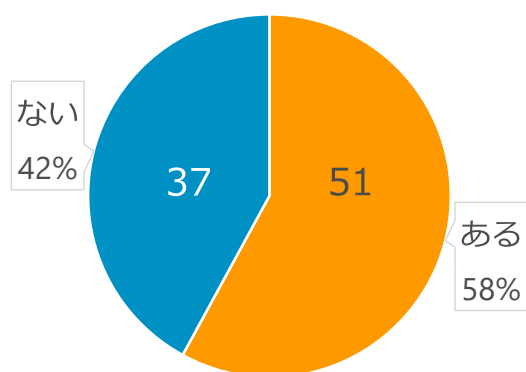
28



## 18-8. 特約について直接、保険会社に請求した際、その支払いに納得できなかったことはありますか？（必須）

29

18-9. 18-8 保険会社の支払いに納得がいかなかった経験がある場合、その内容を教えてください。（複数回答可）



## 18-9. 18-8 保険会社の支払いに納得がいかなかった経験がある場合、その内容を教えてください。

30

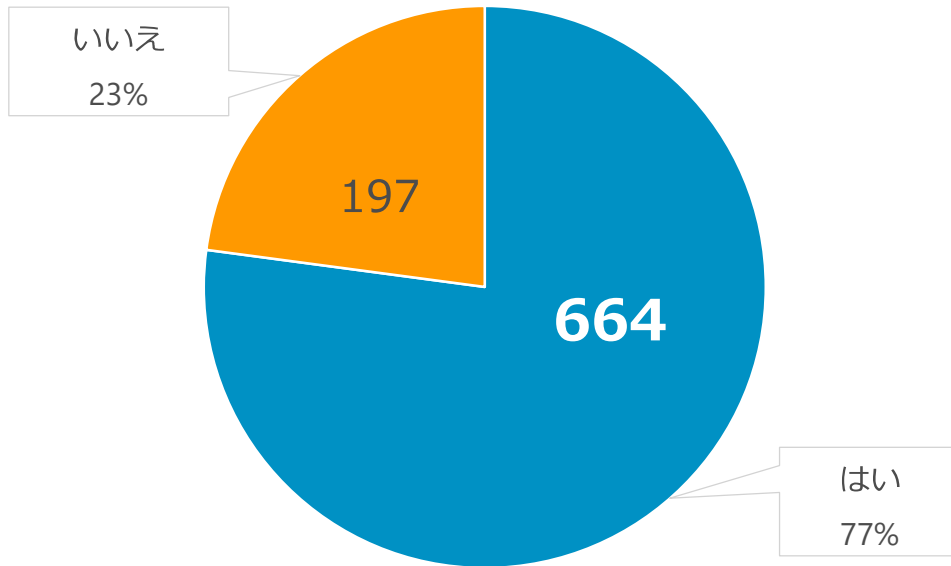
その他

- ・最近行政書士の被害者請求は5万円などと、報酬額を一方向的に決定してくる。同じ仕事をして弁護士だと高いようだ。
- ・タイムチャージを認めなかったことがある。LAC基準を当社は採用していないとのことで。
- ・相談時間や、作成書類を列挙して合理的な金額を請求したが、内部で上限が決まっているのでこれ以上は出せないといわれた
- ・行政書士への直接の支払いはず、弁護士に（外注）行政書士費用としての支払い。
- ・相談枠しか使用させてもらえない
- ・弁護士との差額
- ・交通事故状況調査報告書に対しては、報酬を認めてもらえなかった
- ・行政書士業務範囲についての無知、低額な報酬支払

<全会員を対象とする質問>

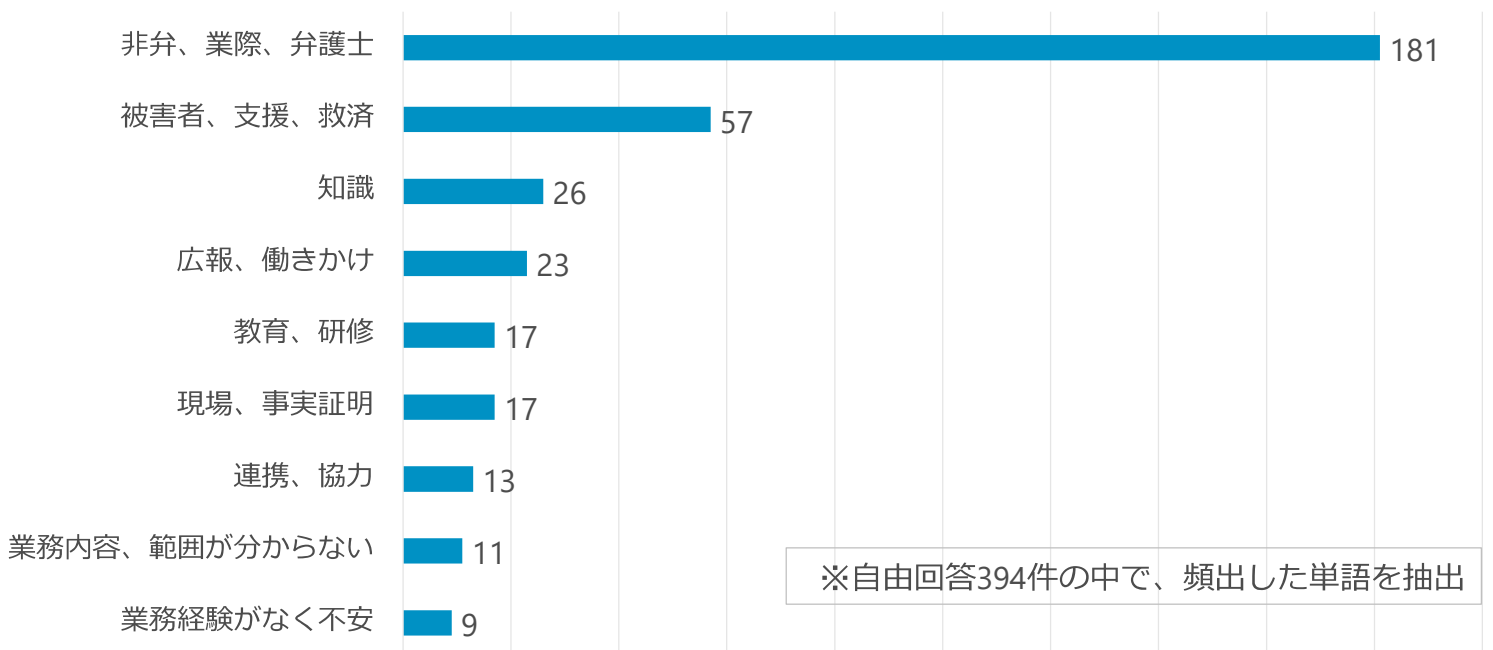
19. 例えば、オンラインでの全会員を対象とした交通事故業務関連のセミナーなどがあれば、参加してみたいと思いますか？（必須）

31



20. 交通事故関係業務について、日頃感じていることなどをお聞かせください。（自由回答）

32



※自由回答394件の中で、頻出した単語を抽出